

<p>申請された会社（以下「同社」と記します）から</p>	<p>道株会社（以下「同社」と記します）から</p>	<p>ました。しかし貴省は、昨年12月に東武鉄</p>	<p>答された見解を、今回の要請書に明記してい</p>	<p>の貴省の見解を先月15日までに書面にて回</p>	<p>を私に送付した者です。</p>	<p>「今回の要請書」と記します」と題する文書</p>	<p>「不認可（却下）を求めめる要請書」（以下</p>	<p>「東武鉄道株式会社からの旅客運賃改定申請</p>	<p>3312月1日付け第12945</p>	<p>私には昨年12月1日付け第12945</p>	<p>「東武鉄道株式会社の問題に係る国土交通省の</p>	<p>「監督不作為」についての公開質問状</p>	<p>東京足立区 半澤 一宣（印）</p>	<p>東京都足立区 同 業務課長 高田 順一 様</p>	<p>国土交通大臣 梅田 春実 様</p>	<p>北側 一雄 様</p>	<p>国土交通省 関二丁目1番3号</p>	<p>東京都千代田区霞が関二丁目1番3号</p>	<p>2005年2月27日</p>
<p>ました。</p>	<p>善命令の発令等の行政指導を要請し続けてき</p>	<p>に58751225日付け第120便</p>	<p>九52074325日付け第120便</p>	<p>八52074325日付け第120便</p>	<p>七52074325日付け第120便</p>	<p>六52074325日付け第120便</p>	<p>五52074325日付け第120便</p>	<p>四52074325日付け第120便</p>	<p>三52074325日付け第120便</p>	<p>二52074325日付け第120便</p>	<p>一52074325日付け第120便</p>	<p>への問題、及びこれに伴い発生している利用者</p>	<p>の私に以前にも、今回の要請書に記した同社</p>	<p>に回答していません。</p>	<p>認可した一方で、私に対しては今回の要請書</p>				

付とところ
 録第508008
 記のいずれもな
 捺課の荒木・有馬の両氏（発信者名・鉄道局業
 務す。その内容も、要旨「東武鉄道が対応を
 検討して見ていると、きいたことと、今しばらく
 様子を見ていた、きいたことと、今しばらく
 観者に終始して、先送りするものと、今しばらく
 の行政指導を先送りするものと、今しばらく
 んでした。そして、これ以降に私が差し出し
 た文書に対して、貴省はすべて無回答、すな
 わち私の要請を無視し続けています。
 この結果同社は、私が指摘し続けてい
 連の問題の根本原因である、乗務員室部分の
 貫通路構造の欠陥を除去するため、車両改造
 工事を怠るといふ不作為を、今なお継続し続
 けています。
 すなわち同社は、乗務員室部分の貫通路の
 基本構造を変更せず、貫通路設置時に客室と
 貫通路との仕切扉を施錠するための錠受け穴
 をふさぐ装置と、この部分の遮光幕を巻き上
 げた状態で口ツクする装置を付加しただけで、
 それ以外の対策を講じていません。
 れらところが現実には、連結作業時に係員がこ

念し、乗客による仕切扉の施錠や遮光幕の操
 作が可能な状態で営業運転をしていない列車が
 し、ばし見受けられず。（この事実を示す
 証拠写真については、第1205895
 0131号書留配達証明郵便にて別に送付
 致します。御参照願います。）また、こ
 の欠陥構造が同社の喫煙により列車乗務員にも悪
 用され、乗務中の喫煙により乗務員に温床
 にもなりかねない問題さえ生み出しているこ
 とにもついて、同社は喫煙した乗務員に対す
 る事後処分のみで事足りるとする、事
 故発生未然防止策を講じることが責務を怠つ
 て、更なる不正行為を正当化しています。
 路内が客室から死角となりやすい基本構造が
 そのままであること、貫通路内でテロ工
 作が行われる可能性、否定できません。
 「車両構造の抜本的改造なくして、なぜこれ
 らの事故や事件の未然防止が可能と云えるの
 か」という私の疑問に対して、同社は昨年三
 月にスペイン・マドリッド市で通勤列車同時
 爆破テロ事件が発生した後も、今なお説明責
 任を果たしていません。
 再発する可能性がある危険を放置し続ける

といふ同社の不作為は、同様の事故や事件を繰り返し誘発し、利用者に更なる危害を及ぼす結果を招いても構わない」という、未必の故意若しくは未必の殺意の認識が同社に存在することの、動かぬ証拠です。

え、このような同社の一連の姿勢は、例えて言えば、川の上流で有害物質を垂れ流している企業へ車両の欠陥構造を放置し続ける、同社の本社管理部門の責任者が、浄水対策を取らない下流の住民や自治体へ貫通路内で喫煙する乗客、更には連結作業員や乗務員（のほうが悪い）と開き直つて原因者責任を否定するのと同じであり、公序良俗に反する責任逃れであると同断せざるを得ません。

構造の欠陥を悪用して喫煙する乗客若しくは乗務員に遭遇しても、うっかり喫煙に抗議したらどんな仕返し（暴力行為）を受けるかわからない」という恐怖心のため迷惑喫煙者に抗議したくてもできず、このため運動喫煙による健康被害と精神的苦痛若しくは運動事故への不安を強要され、しかしそれでも生活のために同社鉄道線を利用せざるを得ないとこのように事態は、貴省が同社に対して適

切な行政指導を行うべき監督権限の発動を怠り続けるといふ、監督不作為を原因として誘発されたものであると、考えざるを得ません。なぜなら、同社が法令若しくは道義的に反する形で利用者すなわち国民に危害を醸したり、人権を侵害するのを繰り返しても、唯を同一社に対する監督権限を有する貴省がそれとがめず見て見ぬふりをするとわかつていれば、同社でなくとも経費と労力を必要とする対策を自ら講じるはずな対策を自主的に講ずる良識があるのであれば、私がこの問題を貴省に通報する以前であれば、同社が対策を講じ始めていたのだけれども、現実にはそうではありません。しかし、この不作為の事実こそ、同社にそんなような良識が存在しないこと、明白な証拠ではないでしょうか。

右に記した問題に係る以下の質問について、貴省の見解を明らかにされますよう、お願い申し上げます。

一、今回の同社からの運賃改定申請について、検討した運輸審議会その他の貴省の組織において、おいて、また本件要請がどのような理由で不

二 採用とされたのかを、御報告願います。その理由

の改善命令等何らかの行政指導を行って事業
の改善命令等何らかの行政指導を行って事業
の改善命令等何らかの行政指導を行って事業
の改善命令等何らかの行政指導を行って事業

三 私宛て御送付願います。貴省に通報し続け

四 貴省は、私が貴省の見解を御説明願います。その理由

な輸送を確保する問題であるため、安全対策の安全確保

と、関係する問題であると考えますか。その理由

の改善命令の発令その他の行政指導を怠り

五 本状の115頁、御説明願います。

の改善命令の発令その他の行政指導を怠り

は、この「監督不作為」責任の所在を認め

ますか、認めませんか。その理由と共に、
 貴省の見解を御説明願います。
 また、もし貴省が自らの「監督不作為」
 責任の所在を認めないとしたら、貴省は「
 国土交通省は交通事業者によるこのよう
 な人権侵害から国民を守るべき責務を負う
 立場にはない」と認識していることを意味
 することになると考えられます。そうなれ
 ば貴省は「国土交通省とは国民の『安全に、
 安心して移動できる自由』すなわち交通権
 その他の人権を守り拡大するために存在し
 ているのとは違うのか？」という、貴省ひ
 いては国への信頼に対する重大な疑問を、
 国民に抱かせることになると思われま
 す。
 この疑問についてどう考えればよいのかに
 ついても、合わせて御説明願います。
 右の五項目につきまして、来月12日（土
 曜日）まで必着にて、回答責任者の自筆署名
 又は職印を押捺した書面にて御回答くだ
 さい
 ますようお願いいたします。
 なお、本状の全文と貴省からの回答内容等
 については、交通問題を研究する学術団体及
 びインターネットで公表する予定であること
 を、御承知おき願います。

以上

記事

書留郵便物引受番号と配達完了日
 および配達郵便局
 第12058950120号
 （内容証明郵便）
 平成17（2005）年2月28日
 東京中央郵便局にて配達完了
 本状に対する国土交通省からの回答は無し。